

令和 4 年 12 月 31 日に発生した土砂崩れにより  
被害を受けた方々への支援について

令和 5 年 1 月 5 日  
キャピタル・パートナーズ証券株式会社

この度の令和 4 年 12 月 31 日に発生した土砂崩れによる災害により被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用市町村（※）にお住まいのお客さまに対し、以下のような可能な限りの便宜を図り、ご支援させていただきます。

- ・お届出印等を紛失されたお客さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・お預りしている有価証券の売却、解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置

（※）災害救助法適用市町村（1 月 5 日現在）

山形県	鶴岡市
-----	-----

[詳しくは以下の内閣府ホームページをご参照ください]

[内閣府ホームページ] <http://www.bousai.go.jp/index.html>

**【お問合せ】**

お困りの点やご不明な点がございましたら、お取引店 または コンプライアンス部  
(03-3518-9353/平日 9:00~17:00) までお問合せください。